

保険・年金



20歳を迎えるかたへ

国民年金制度は、20歳から60歳までのかたが加入し、納めていたが支払われる仕組みになっています。世代と世代的な支え合いで成り立っています。

年をとったときの老齢年金のほか、ケガや病気などで障害が残ったときには障害年金、配偶者や子を養って亡くなったときは遺族年金が支給され、加入者や遺族の生活を支えます。

経済的な理由などで保険料の納付が困難なときは、免除・猶予の制度がありますのでご相談ください。

問合せ先 貝塚年金事務所
 ☎072・431・122、国保年金課 ☎072・433・7274

令和5年度分国民年金保険料の口座振替前納申込は2月末まで

保険料の納付を口座振替にすると、金融機関などに行く手間が省け、納め忘れもなく、とても便利です。また、保険料をまとめて前払い(前納)すると割引がありますので、ぜひご利用ください。

令和5年度分6カ月前納(4～9月分)、1年前納、2年前納の口座振替の申込期限は、2月末です。すでに口座振替で前納されているかたは、再度申込みの必要はありません。

ただし、1年前納から2年前納への変更など、振替方法を変更する場合

は、申出いただく必要があります。

申込 金融機関または年金事務所
 基礎年金番号がわかるもの・通帳・金融機関届出印

問合せ先 貝塚年金事務所
 ☎072・431・112

源泉徴収票を送付

老齢年金を受給しているかたに「令和4年分の年金等の源泉徴収票」を1月末までに送付します。確定申告などの際に必要となりますので大切に保管してください。

なお、届かない場合や紛失した時は、年金事務所へ申請してください。日本年金機構のインターネットサービス「ねんきんネット」から、源泉徴収票の再交付申請をすることができ

ます。「ねんきんネット」の利用には登録が必要です。詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。

申請・問合せ先 貝塚年金事務所
 ☎072・431・122、ねんきんダイヤル ☎0570・051165

新型コロナウイルス感染症による国民健康保険料減免申請は3月末まで

新型コロナウイルス感染症の影響で、世帯の主たる生計維持者の収入が一定程度減少した世帯の保険料を減免します。

対象 ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯
 ②新型コロナウイルス感染

症の影響により、主たる生計維持者の事業・不動産・山林・給与収入の減少が見込まれる世帯

要件 世帯の主たる生計維持者が、次の全てにあてはまる場合

①事業収入などのいづれかの減少額(保険金、損害賠償金など)により補填されるべき金額があるときは当該金額を控除した後の額が前年の当該事業収入などの額の10分の3以上の額である

②前年の所得の合計額が1千万円以下である

③減少することが見込まれる事業収入などに係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下である

対象保険料 納付期限が令和4年4月1日～5年3月31日までの保険料

申請方法 減免申請書(ホームページからダウンロード可)を郵送または窓口へ

申請に必要なもの 減免申請書、収入状況申告書、収入減少がわかる書類の写し

申請・問合せ先 〒597-8585 島中1-17-433 国保年金課 ☎072・433・7271

各種相談



税理士無料相談会

2月の第1・3週の相談はお休みします。

日時 1月20日(金)午後1時～4時

場所 貝塚市役所1階市民相談室

予約・問合せ先 近畿税理士会岸和田支部 ☎072・436・0567

行政書士の相続・遺言無料相談会

相談時間は一人30分です。

日時 1月24日(火)午後1時～4時

場所 貝塚市役所1階市民相談室

空き家無料相談会

お持ちの空き家を売りたい、貸したい、またお持ちの空き家の建て替えやリノベーションなどでお困りごとはありませんか?

専門家の宅地建物取引士、建築士が対応します。

日時 1月31日(火)午後1時～4時(1組30分程度)

場所 市役所5階相談室兼会議室

定員 4組(定員になり次第締切)

予約・問合せ先 まちづくり課 ☎072・433・7214

新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金の適用期間を延長

対象 市の国民健康保険被保険者(給与などの支払いを受けているかたに限る)が、新型コロナウイルス感染症に感染または発熱などの症状があり感染が疑われ、その療養期間の給与などの支払いを受けられないまたは減額されたかた

適用期間 令和3年1月1日～5年3月31日の間で、労務に服することができな

支給期間 労務に服することができなくなった日から起算して2年

申請・問合せ先 〒597-8585 島中1-17-433 国保年金課 ☎072・433・7273

お詫びと訂正

広報かいつか12月号7ページに掲載しました以下の文章に誤りがありました。お詫び申し上げますとともに以下の通り訂正いたします。

タイトル 省エネ家電製品の買換えに補助金を交付

訂正内容 説明文3行目
 誤り「価格高騰緊急支援給付金」
 正しくは「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」

問合せ先 環境衛生課 ☎072-433-7186

相談

★土・日・祝日は休み。相談は無料です

市代表番号 ☎072-423-2151

相談	日時	場所	問合せ先	相談	日時	場所	問合せ先
一般相談	午前8時45分～午後5時15分	市民相談コーナー	市民相談室 ☎433-7085	人権相談	午前8時45分～午後5時15分	人権政策課	人権政策課 ☎433-7160
法律相談	第1～4木曜、午後1時～4時30分[要予約。2週間前から受付。1月12日分は、12月22日から受付]			女性相談	第2・4月曜(要予約) 午後1時～4時	予約時に決定	人権政策課 ☎433-7160
生活困窮者自立支援相談	午前8時45分～午後5時15分			母子・父子相談	午前8時45分～午後5時15分	子ども福祉課 ☎433-7021	
消費者相談	午前10時～正午 午後1時～4時30分 ☎433-7190(相談専用)	消費生活センター	☎433-7085	家庭児童相談	午前8時45分～午後5時15分	子ども福祉課 ☎433-7022	
多重債務相談	毎週火曜(要予約) 午前10時・午後1時・3時			医療相談	①医療福祉相談(要予約) ②各種医療相談(要予約) ・がん・医療看護・女性専門 ・薬事・栄養・医療安全・禁煙 上記の時間などは、申込時にご確認ください。 ③認定看護師による総合看護相談 平日午前9時～正午(予約不要)	貝塚病院 ☎422-5865(代表)	
就労相談	午前9時～午後5時15分	就労支援センター	☎433-7086				
教育相談	月・水・木曜 午前9時15分～午後4時45分 ☎0120-222-674	教育研究センター	教育相談室 ☎433-7110				
行政相談	第3水曜午後2時～4時 (祝日は翌日)	市民相談コーナー	広報交流課 ☎433-7232				
総合生活相談	午前9時～午後5時15分	ひと・ふれあいセンター	☎422-7523				
進路選択支援相談(奨学金など)	午前11時～午後5時	ハート交流館	☎432-5959				

日曜特設一般相談は第1・3日曜に予約制で実施【問合せ先】市民相談室 ☎072-433-7085